

イタリアにおける博物館の文化政策に関する一考察 —ローマ歴史的都心部を中心として—

對馬由美

(文教大学附属教育研究所客員研究員／愛知学院大学大学院博士後期課程)

A Study on the Cultural Policy of Museum in Italy : Focused on Urban Area in City of Roma

TSUSHIMA YUMI

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University ;
Aichi Gakuin University Graduate School, Doctoral Course)

要旨

本研究では、既存の博物館・美術館、文化財の基本的な概念定義を整理し、その定義を実際に検証するためにイタリアにおいて博物館等の見聞を行った。その結果をふまえ、イタリアの博物館・美術館の現状の検討を行った。

はじめに

イタリアには世界各国から多くの観光客が訪れる¹⁾。観光客の目的の一つは非日常的な体験をすることといえる。その体験方法は、人によって異なるが、具体的には都市観光やショッピング、食事などが挙げられる。特に、イタリアの都市観光では、長い歴史や文化を実際に肌で感じるために、古代遺跡や美術館・博物館を観光の目的の一つとして訪れる人も少なくない。

イタリアは古代から都市国家が成立したことに加え、キリスト教カトリックのお膝元として、様々な建築物が建てられ、世界中から人や寄付による貴重品が集まってきた。その後、ルネサンス期を迎えると、様々な文化が花開いた。また、この時代になると、王権が教権からの独立を獲得するための理論構築や家系の血統主義を維持するため、蒐集事業が大々的に行われ、宮廷コレクションとして管理された。この宮廷コレクションがもととな

り、フランスの啓蒙思想とイギリスの産業革命が結びついた結果生まれたものが近代博物館であり、現代の博物館の起源となっている²⁾。

したがって、イタリアには現在でもなお、有名な教会や古代遺跡、美術館、博物館が数多く存在する³⁾。また、美術品や古代建築の修復保存、文化財を利用した都市づくりに関しては世界的に有名である⁴⁾。しかし、遺跡や美術館・博物館の活動を見てみると、米・英・仏等の欧米諸国のように趣向を凝らした活動を行っているわけではない。展示方法等を見ても、従来のもとと変わらない。では、なぜ、イタリアの古代遺跡や博物館・美術館は多くの観光客を魅了するのだろうか。

幸運にも、私は2005年9月25日から10月4日までイタリア・ローマを訪問する機会を得た。滞在期間が約1週間ほどであり、ローマ中の博物館や美術館、文化財をすべて見学することは当然ながらできなかった。また、イタリア語がほとんどできないため、イタリアの状

Ⅱ. 自由研究

況を詳しく把握することは難しい。しかし、あえて本論文では、イタリア・ローマの歴史的な文化財が多い都心部の見学で受けた印象をもとに、イタリア国内の博物館等の諸政策から、イタリアにおける博物館の文化政策を検討したい。

1. イタリアにおける博物館・美術館、文化財の定義

1) 「文化財」の定義

イタリアの文化財保護法は1939年制定された二つの法律、1939年6月1日法律第1089号 (Legge sulla Tutela della Cose d' interesse Artisco e Storico: 芸術的・歴史的価値を持つものの保護に関する法律; 以下文化財保護法とする)と1939年6月29日法律1497号 (Legge sulla Protezine delle Bellezze Naturali: 自然美及び景観美の保護に関する法律; 以下自然美保護法とする)である。後者の自然美保護法では、文化的・歴史的・自然環境を国民の財産として地域として保全することを規定している⁹⁾。前者の文化財保護法では文化財を「美術的歴史的考古学的または民族的な価値を有する不動産および動産」⁶⁾として定義している。この法律により、歴史的建造物のみならず、歴史的都心部全体が文化財と規定されることもある⁷⁾。また、この法律のなかで使用されている保護の定義の重要性を、宗田は以下のように述べている。

同法でいう「保護 (tutela)」は、後述するように現状変更等の行為から文化財を守る意味での「保護 (protezione)」と、文化財のそれまでの傷み、今後の老朽化に対して行う「修復 (restauro)」の二つの内容からなっている⁹⁾。

2) 「博物館・美術館」の定義

博物館・美術館の定義はイタリア独自では定められてはおらず、ICOM (International Committee of Museums: 国際博物館会議) の以下の定義を採用している⁹⁾。

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、人間とその環境に関する物的資料を研究、教育及び楽しみの目的のために、取得、保護、伝達、展示する公開の非営利的常設機関である¹⁰⁾。

2. イタリアの文化財行政の発達

1) 古代～16世紀: 蒐集物・建造物の形成

古代ローマでは、神殿、図書館などの公共施設や道路や下水道などの都市的インフラが整備されているところを都市と言った。つまり、社会的・経済的・文化的・精神的に快適な日常生活が営まれるところである。そのような市民が集まる場所には、広場や公共施設などのほか、そのときの当事者が富や権力の象徴するものとして現存する歴史的建造物の建築やモノの蒐集が行われた。日本語の歴史的建造物は英語の monument を訳したものである。monument の語源はギリシア語で「記憶・思い出」を意味する mnemio である。したがって、monument とはその土地や人物の生きた証を示す記憶媒体であるため、永遠に残ることを前提に堅固に建てられた¹¹⁾。したがって、時代が変わり、支配者が変わると破壊の標的となる¹²⁾。

中世においては、ローマ建築はキリスト教時代には異教の建造物を排除する目的として、または、新しい建造物を作る材料として貴重な鉱物の採取や石切り場に利用されたために破壊され、後世にはものが継承された¹³⁾¹⁴⁾。その結果、古物の収集は古代から行われていたが、中世後期になると、修道院や教会、王侯貴族が寄付や教会の権威の象徴として収集するようになる。この当時の収集は目的を持たず雑多な収集であり、古代遺産は尊敬の念とともに、排除すべき異教徒の遺産の物質略奪的収集であった。しかし、ルネッサンス以後、ものの再利用ではなく、物の形象を作品の継承へと変化する。そのため、芸術家やパトロンは古代文化への敬意を作品に取り入れ

られた文字や古銭、後には大理石や青銅の古代彫刻といった特定の物質の収集が行われるようになる。しかし、古代遺物が数多く残っているローマで古代の作品の収集が行われるようになったのは、教皇ニコラウス5世在位期の1447年以降ヴェネチアから伝わったものである。また、1471年にはローマで初めて美術館でコレクションの公開が行われた。その後美術館は相次いで開館されるが、18世紀までは一部の人たちによって利用された。18世紀、ナポレオンの侵略により古物の略奪が行われたことに加え、美術館は美術学生の教育を目的とした利用が行われるようになり、一般大衆の利用が行われるようになる¹⁵⁾。

2) 16世紀～イタリア建国まで；保存・修復の概念の形成

歴史的遺産をそのままの状態で保存・修復の概念が形成されたのは15世紀であったが19世紀後半になっても専門家に限られた問題であった。そのため、古い美術品を修復後、国外に持ち出されることも多かった。したがって、イタリアの文化財保存制度は美術品の流出を防ぐ制度から始まる¹⁶⁾。

イペリア半島から発掘・美術品の持ち出しを禁止した最初の法律は1745年のマリア・テレジアによる勅令である。この勅令は1818年の帝国議会による法律に受け継がれた。この法律では発掘品をすべて帝国及び皇帝のものとし、芸術品、古代遺物の輸出禁止を定めた。その後、1760年にはパルマ公国、1857年にはモデナ公国で同様の勅令が出され、1854年トスカーナ大公国勅令では芸術品の公共性の概念が現れる。1820年4月7日の教皇ピウス7世による勅令は埋蔵物を含む歴史的遺産を教会に属するという国有の概念が現れた¹⁷⁾。

3) イタリア統一後～1960年：文化財保護の法令化

イタリアの文化財保護の政策は1861年のイタリア統一後から行われる。1862年、国王により「美術評議会」が設立される。その後、

国王主導文化財等の修復等の要綱がまとめられ、1909年、文化財保護に関する法律が初めて制定され、文化財保護の制度化が進む。1912年には保護対象が拡大され、1938年、教育・科学・芸術に関する国民議会を設置する。1939年、文化財保護法及び自然美保護法が制定される。その後、1948年、文化財保護を国の役割として明確に示したイタリア共和国憲法が制定される。憲法9条では国の役割を以下のように定めている¹⁸⁾。

共和国は科学的及び技術的教養及び研究の発達を促進する。

国民の歴史的及び芸術的風景及び財産を保護する¹⁹⁾。

1939年の文化財保護法は単に歴史的建造物とその周辺の町並み保存の規定であった。また、自然日保護法のいう自然美、景観美の対象となった所は国立公園の一部と歴史的建造物、遺跡周辺地域であり、自然景観の美を保護対象にする考え方に具体的に規制をできなかった²⁰⁾。

4) 1960年代～1990年：都市計画としての文化財保存

1960年代に入り、文化財の保存は都市計画に取り入れられると同時に建物単体の保存ではなく歴史的都心部全体を対象とした保存に移行する。その始まりは1960年、建築・都市計画の専門家が歴史・芸術都市保存全国会議(ANCSA)を組織し、「グッピオ憲章」を定めたことである。この憲章は始めて建物単体ではなく歴史的保存都心部全体を対象とする保存計画が主張された。その結果、60年代の都市計画法の改正により、歴史的建築物と建築群に規制がかけられたが、その規制は現実的ではなかった。しかし、1967年の『橋渡し法』で歴史的都心部²¹⁾が定義され、1968年ANCSAが歴史的市街地の文化財を単なる文化財保存ではなく、地域の住民とその住宅の問題として捉えるべきという提起に住民運動が応え、広がった。その結果、「社会的保存」

II. 自由研究

と呼ばれる都心部の建築様式を最大限維持手法がとられるようになる。この手法は住民の暮らしの維持・改善を優先とし、町の文化・歴史を市民とともに生活の中で継承しようとする思想であった。その後、社会的保存が困難な場合として「総合的保存」が用いられるようになった。この手法は用途の変更をある程度認め、都心部の活性化を目指すものとなった。つまり、単に建築学的に都心の歴史が保存されるのではなく、文化財の活用に重点が置かれるようになった。その結果、国家が主要な文化財を、地方政府が住民との連携しながらマイナー建築物を修復、保護を行うようになる。特に、ローマ市の場合、この当時、住宅の老朽化や過疎化が広がり、都市の活性化が重要な問題であった。そのため、1962年に『ローマ都市計画のための保護法』を制定する。1967年の『橋渡し法』の歴史的都心部の中にローマ市の大半が含まれたため、維持管理のための修復と設備の更新しかできなかった。また、古い家屋形態を修復できる職人や技術が消滅していた。したがって、ローマ市は様々な分野の専門家により『修復マニュアル』が作成され、歴史的建築物の修復や再建の手引きとされた。その結果、1970年、歴史的都心部の詳細な区分や広告規制に関わる条例が制定された。この条例により、歴史的都心部の維持と活用という考え方が一般化し、住民も市内活性化のために協力した²⁾。

5) 1990年～現状

上述したように、国家的な文化財政策と地方政府の政策が異なるので、ここでは各個に取り上げる。

①国家政策

1975年以降、イタリアの文化政策には複数の主要官庁が関わっている²⁾。このうち、イタリアの文化遺産行政を中心に担っていた省庁は、前社会教育省の古文化財美術局から昇格した文化財環境省である²⁾。文化財環境省の役目は膨大な文化遺産の保存と修復であり、

世界の文化財保護行政の先端であった²⁾。しかし、1996年以降、中道左派政権誕生により、文化政策が変化している。その内容は、文化財は文化資源として経済的に活用するものである。その結果、現在の文化活動・環境省(1999年に文化活動環境省に改編)は、文化遺産の保護・修復に加え、現代の文化活動も支援する政策を展開している。具体的には、使われていない建築物の文化施設に再利用、文化財に関する専門家養成、レジャー・教育への文化財の利用を促している。その一方、地方分権化や国立博物館等の独立行政化、ボランティアの導入および文化財の販売を進めている²⁾。

②地方行政

地方行政は文化財を単なる文化財の保存ではなく、都市の保存の一部として歴史的建造物を保存することとする都市計画の中に組み込んで文化財を保存している。イタリアは歴史的に地方分権が基本である。特に、都市政策については地方分権が進んでおり、都市計画基準は地方の状況に合わせて制定できる。しかし、計画のない都市開発は公共事業省の許可はおりない。そのため、歴史的都心部には住宅の現状の高さや容積を変更することはできない、広告規制など、厳しい規制処置が取られている²⁾。その一方、歴史的都心部以外の既成市街地は、広告や外装など様々な規制がかけられているが周辺建築物に合わせた住居のある程度の変更を可能とし、住民の理解が得られるようになってきている²⁾。また、地方の行政当局は20年以上にわたり毎週のようにワークショップを行い、住民との話し合いによって住民の理解を得る努力をしている²⁾。

6) 博物館・美術館政策の現状

「1995年統計白書」によれば、イタリア全国の博物館・美術館数は3,790館である。そのうち、設置主体別では市立博物館・美術館1,630館で最も多く(43.0%)、次いで宗教機関所属の博物館・美術館635館(16.8%)となっている。

全博物館の内、72.8%の博物館は一般公開されており、27.2%の博物館・美術館は修復工事、職員不足、安全確保ができないなどという理由から閉館している。また、博物館・美術館の建物時代区分は20世紀の博物館・美術館が1,142館(30.1%)で最も多く、時代をさかのぼるにつれて少なくなる³⁰⁾。

博物館・美術館に関する規則は文化財保護法によって博物館・美術館の建物及び収蔵物は国家の監督下にあることが定められている。また、博物館の運営は文化環境財省の環境、建築、遺跡、美術、歴史財中央監督が行っており、博物館・美術館には権限がなかった。しかし、1993年に国立博物館・美術館改善法512が制定された。その内容は、入館者のためのサービス施設の設置、民間団体の利用や開館時間の延長や入館料等についてである³¹⁾。その結果、いくつかの国立博物館・美術館が開館時間延長や入館料についての改善したところ、入館者が増加した³²⁾。また、国立博物館・美術館の運営上の独立性や国と民間との有利な協力関係を認めている。さらには、法律4/93第2条は余剰職員の異勤を認可し、同法第3条では博物館・美術館内での教育部門・警備部門へのボランティア導入を認めている。また、国立博物館・美術館職員は専門知識研修の受講は認可されているが、管理養成コースは存在しない³³⁾。

3. イタリアにおける文化財、博物館・美術館の印象

1) 文化財、博物館・美術館ごとの印象^{34,35,36)}

実際に館内に足を運んだ博物館・美術館、文化財は、以下の通りである。

①サンタンジェロ城(国立博物館)

- ・入館料：大人7ユーロ³⁷⁾、EU圏内の学割有
- ・開館時間：9:00~19:00

BC139年にローマ皇帝ハドリアヌスが自分の霊廟として建設し、後にローマ法王の非難場所、要塞、牢獄として利用された建物を利

用した博物館である。館内は解説機材貸し出しや英語・イタリア語のガイドツアー、4ヶ国語のパンフレットが用意されており、外国人の受け入れ態勢は整備されている。また、城に関する展示に加え、市民の現代美術の展示や「トスカ」最終場面の実演場所に利用されるなど、地域住民に対する配慮が窺える。

見学当時、城壁の補修工事が行われていた。そのため、城の外通路には工事の足場が組まれており、外壁を下から見上げることは見えなかった。また、工事の足場を城や通路の石畳に直接固定するので、城壁や石畳に固定のあとが残り、無残であった。

②サンタンジェロ橋

ローマ郊外からサンタンジェロ城に続くテヴェレ川にかかる幅広いきれいな橋である。橋干には天使像が並び、郊外から市街地に来る人を見守っているように見えた。サンピエトロ寺院で行われるミサの前後はとても賑やかになり、日常的に市民が訪れるところである。

③コロナ宮殿(コロナ美術館；私立美術館)

- ・入館料：大人9ユーロ、学生7ユーロ
- ・その他様々な割引有り。
- ・開館時間：土曜日のみ10:00~13:00
- ・写真撮影付加。

宮殿の一部を土曜日のみ開放する個人美術館(Gallerio)である。入り口は大通りに面していない上に、とても小さいので見つけるのに苦労した。しかし、中は広く、保存状態や管理が行き届いていた。絵画のほか、当時の生活様式がわかるように展示され、量・質ともに見ごたえがあった。特に、この宮殿に設置されているトイレの外壁は周囲の壁と見事に同調しており、展示の中に違和感の無い存在である。

④コンセルヴァートーリ宮(私立美術館)

- ・入館料:6.20ユーロ 学割:4.20ユーロ
- ・開館時間:9:00~20:00

コンセルヴァートーリ宮内に設置されてい

II. 自由研究

る美術館は、かつてのコンセルヴァートーリ美術館である。現在は世界最古のカピトリニ美術館の一部として公開されている。美術館ではローマ建国神話を描いたブロンズ像やフレスコ画を展示公開している。入館の際には厳しいセキュリティー・チェックが行われる。ミュージアムに入館しなくともミュージアム・ショップに入店でき、品揃えも豊富であった。

宮殿内は当時の面影を残しており、一室のベランダからはフォロ・ロマーノやコロッセオが一望でき、当時の権力者の権威の強さが偲ばれた。

⑤カンピドーリオ広場

AD509年にジュピター神殿が建設されて以来、神聖な場所されていたカピトリニの丘の上に存在する。現在はローマ市庁舎、カピトリニ美術館、コンセルヴァートーリ宮に囲まれている。広場にある像はミケランジェロが設計した。場の雰囲気壊すものがなく、幾何学模様の床のためかすっきりとしていた広場である。古代から神聖な場所であったためか、威厳と風格に満ちた空間だった。

⑥パンテオン

・開館時間:8:30~19:30

・入館料:無料

現代のパンテオンはローマ皇帝ハドリアヌスがBC118年に再建した神殿で、現存する古代ローマ建築の中で最も完全な形を残している石造りとしては最大の遺跡である。外は以外にもあっさりとしているが、中は趣向が凝らされていた。天窗による採光なのであまり明るくはない。また、入り口にガイド機器を貸し出すところとショーケースが展示されているが、中にはいくつかの表示しかされていない。壁に描かれている絵や床を単体で見ると空間のあり方に圧倒された。

⑦ヴァチカン美術館(国立博物館・美術館)³⁹⁾

・入館料:大人 12ユーロ、学割 8ユーロ

・開館時間:8:45~16:45

・システリーナ礼拝堂を除き写真撮影可。

キリスト教カトリックの総本山であるヴァチカン市国にある世界有数の宗教博物館であり、博物館の起源的形態を残している。ヴァチカン博物館という呼び方は、歴代教皇コレクションの各美術館の総称である。世界中の観光客がコレクションを目当て集まり、連日、開館前から長蛇の列である。館内では、各主要国言語による展示解説機器の貸し出しやガイドツアーのほか、時間別サンプルコースが設定されている。また、身体障害者用の順路も設定されている。コレクションの量や質、保存修復管理が行き届いており、キリスト教カトリックの世界的な権力の大きさが理解できる。

⑧サン・ピエトロ寺院

・開館時間:8:00~18:00

日曜に入るときのみセキュリティー・チェックがあり、敬虔なクリスチャンがお祈りに来ている。相当数の市民信者が出席していたが案内ボードにはイタリア語・英語のほか5ヶ国語の表記があり、世界各国から信者が来ていることがわかる。衛兵の服装は中世当時のままであるが使用している機械は現代化していた。また、体の不自由な信者のための対策が採られている。荘厳なつくりの寺院のともに信者のお祈りの雰囲気は一種独特であった。

⑨サン・ピエトロ広場

・平日:入退場自由、ミサが行われる日曜は入場制限あり。

平日は、観光客のみならず、市民にとっても憩いの場所となっていた。日曜はサン・ピエトロ寺院へ入場する人々が行列し、セキュリティー・チェックも行われる。周囲はサン・ピエトロ寺院への通路に囲まれてはいるが、とても広いので開放感があふれていた。

以上に加え、ヴィットリオ・エマヌエーレ2世記念堂、ローマ支庁裏の遺跡群、コロッセオ、フォロ・ロマーノ、ナヴォーナ広場等の文化財を外観した。

2) 博物館・美術館の総合的な印象

訪問した博物館・美術館では、現在日本国内外で頻繁に取り入れられているハンズ・オン等の体験型展示や子どもに焦点を当てた展示手法は取られてはいなかった。つまり、従来型の博物館で行われている、観るための展示である。また、採光は基本的に自然光であり、ショーケースを使用した展示は比較的少なかったようだ。これらの博物館に共通していることは、「展示している資料を」だけではなく、「その当時の生活の一部を観せる」ことを意識しているように感じた。

4. 考 察

イタリアの文化行政の中心は、文化財及び文化遺産であり、その延長上に博物館・美術館が存在する。このことは、共和国憲法第9条で文化・歴史・自然・景観・環境を国民の共有財産としその保全は国家事業の最優先事項であることに由来する³⁹⁾。また、イタリアでは、行政側と住民が話しあいながら、自分達が住みたい町になるように文化財を保存してきた。特に、ローマの場合、住民の理解があったからこそ、町並みの統一規制が存続し、都市保存として、地域の文化財を総合的に保存することが可能となっている。しかし、地域の社会的・文化的に関係して存在している文化財がやむをえない理由でその場所に存在させることができなくなったとき、文化財は博物館や美術館に保管されこととなるといえよう⁴⁰⁾。また、これらを保存する博物館・美術館も現在利用されていない建物を利用することにより、生活の息吹が少なからず残されているといえよう。

また、イタリア人にとって広場等の戸外にいることは日常生活を送るために重要であるという⁴¹⁾。特に、広場はトリノオリンピックのメダルの形に採用されたほど現代のイタリア人にとって欠かすことのできない生活の場である⁴²⁾。古代においては政治や生活の場所

として町の中心に広場が存在した⁴³⁾。つまり、広場の周りには都市国家に必要なものすべてが整備されているといえよう。したがって、日常的に広場から博物館の建物の眺めることで何かを感じとっているのかもしれない。なぜなら、建物自体が歴史的建物を利用した博物館が数多い上に、展示室の窓を開けているところや、カーテンが引かれていない展示室も少なくないからである。また、博物館内のコレクションは保存の観点から考えると、コレクションに日光を照射等の環境変化が激しい室内には直接展示せず、遮光したり、展示ケースに入れたりするべきである。しかし、コレクションを文化財建築と同様にみなし、自然光のまま、できるだけ日常に近い環境で展示することにより、本来のコレクションの息吹を感じることができる。

したがって、博物館活動だけに注目すると、入館料は安くはない上に、従来型の見せる展示であり、教育活動内容もガイドツアー程度のため、あまり博物館活動が活発であるとはいえない。しかし、イタリア人（ローマ市民）は日常生活の至る所で文化を感じ、理解していると考えているから、博物館の教育活動は最低限の活動で十分であるとみなし、博物館教育活動が活発にならないのかもしれない。もしくは、文化財が日常的にありすぎて博物館教育の重要性に気がつかなかったのかもしれない。

おわりに

現在、文化活動環境省では、財政再建のため、様々な文化事業を民間に払い下げたり、文化財や博物館・美術館の利用の促進を進めたりと多様な政策を展開している。具体的には、前述のように、国立博物館の開館時間延長、文化財修復の民間委託などがあげられる。特に、昨今では、文化活動環境省が「売却可能な国有財産リスト」を製作し、遺産の売却を進めている。この売却される国有財産を選

II. 自由研究

扱するのは首相と経済財務省であり、文化省や環境省も関与していない。売却されない国有財産（文化財）は特別な価値があるものとされているが、その価値基準はあいまいであるという⁴⁰⁾。

遺産が法的に文化財になるためには、市民の意識的価値の認識が行われて文化遺産とされた後、行政や知識人の行政手続による制度的価値が認識される過程を経て法定文化財となる。その認識される要素としてその時代の政治的、文化的、社会的、経済的理由による影響は大きい⁴⁵⁾。しかし、法定化された文化財の修復事業は、国や州の文化財行政の修復事業と都心部で行われる民間の修復工事は異なるという⁴⁶⁾。

したがって、これら文化財を民間に払い下げることは、文化財の地域からの乖離を引き起こすだけでなく、共和国憲法や文化財保護法で言う公共性もあいまいとなってくるであろう。イタリアの文化財は歴史的都市として建造物のみならず、建造物がある地域全体を保存し、日常生活と文化財が共存して存在することに意義があり、公共性も見出している。今後、イタリアで博物館や美術館、文化財を公共のものとしてどのように守るのか、大きな賭けをしているといえよう。

注記・引用文献

- 1) 世界統計白書(2006年度版)によると、2003年にイタリアを訪れた外国人旅行者は3,960万人(世界第4位)である。このうち、日本人は61万1500人である。(参考文献: 木本書店・編集部(編)『世界統計白書(2006年度版)』木本書店、2006、pp.476~480)
- 2) 松宮秀治『ミュージアムの思想』精興社2003、pp.249-268
- 3) 「1995年度統計白書」によると博物館・美術館、文化財等の数は以下のとおりである。

国立博物館・美術館	492館
公立博物館・美術館	1,781館

大学所属博物館・美術館	221館
その他公共機関博物館・美術館	150館
宗教機関所属博物館・美術館	511館
民間博物館・美術館	633館
古代遺跡	2,099ヶ所
教会	95,000ヶ所
修道院	1,500ヶ所
図書館	3,100館
歴史資料館	約30,000ヶ所
歴史的宮殿	約30,000ヶ所
庭園	約40,000ヶ所
歴史的な城や要塞	約40,000ヶ所
歴史的建造物が存在する都市空間	約20,000ヶ所

(参考資料: 軍司泰則「第6章 イタリアの文化行政と国立博物館・美術館に関する調査」『文化による国際貢献に関する調査報告書』(シー・ディー・アイ)1999、pp.225-226)

ローマ市内に限定しても、歴史的市街地は約3700ha、国による指定を受けた文化財建造物が約400、古い歴史的建造物が大雑把に数えて約4000あるという。

(参考資料: 都市環境デザイン会議関西ブロック、都市環境デザインセミナー2004年第4回記録イタリアの都市デザインと商業調整

<http://www.gakugei-pub.jp/judi/semina/s0004/> 2005年11月15日現在)

また、2005年7月現在、世界遺産リストに登録されたイタリアの文化遺産及び自然遺産は、両者合わせて40件所有し、全世界の約4.9%を保有している。

(UNESCO “World Heritage-Italy”
<http://whc.unesco.org/en/statesparties/it> 2006年1月13日現在)

- 4) 文化財に関する文献では、シルヴィア・クラヴェーロ「イタリアにおける文化財の『学術的修復』から保存学一過程についての一考察」『月刊文化財』No.462、2002、pp.26-31、塚田全彦「保存科学者の役割と科学者たちの文化財保存への奇与」『博物館研究』2004、pp.20-22など

- がある。街づくりに関する文献は、宮脇勝「古代からつながる野外建築博物館—イタリアのまちづくり」『地理』Vol.39 No.8、1994、pp.32-37、加藤晃規2006「イタリアの景観街づくり—ウルビノからアッシジまで」『都市問題研究』Vol.58、No.3、pp.17-34などがあげられる。
- 5) 宗田好史『にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり 歴史景観の再生と商業政策』学芸出版社、2000、p.93
 - 6) 椎名慎太郎「文化財保護法(芸術的及び歴史的財産の保護に関する法律) Leggel' giugno 1939 Tutela della cose d' interesse artistico e storico」『外国の立法』Vol.15、No.4、1976、p.181
 - 7) 前掲書(5)、p.87
 - 8) さらに宗田は保護の定義の重要性について「この定義は、歴史的建造物の保護修復の理論を基礎とするだけでなく、都市計画上でも歴史的都心部『保護(tutela)』の根拠となっている。そのため文化財保護法にかかわらず、『文化財』の定義に加え、『保護』の定義が重要になってくる」と付け加えている。
 - 9) 林容子「海外の国立博物館・美術館『民営化度』最新データ イタリア編」『DOME』NO.46、1999、p.13
 - 10) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター編集「国際博物館会議(イコム)規約」『平成15年度博物館に関する基礎資料』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、2004、p.352
 - 11) 伊藤重剛「4 ギリシア・ローマの都市と建築」『記念的建造物の成立』(鈴木博之、石山修武、伊藤毅、山岸常人(編) シリーズ 都市・建築・歴史1)(財)東京大学出版会、2006、pp.224-225
 - 12) 長谷川岳男「表層の帝国—ローマの『幻影』の起源—」『幻影のローマ』(歴史学研究会(編)『シリーズ歴史学の現在』) 2006、p.26
 - 13) 前掲書(11)、pp.224-225
 - 14) 石井元章「イタリア文化財行政」『芸術』Vol.23、2000、p.107
 - 15) 同上、pp.107-121
 - 16) 前掲書(5)、pp.83-86
 - 17) 同上、pp.87-89
 - 18) 前掲書(14)、p.113
 - 19) 風間鶴壽「イタリア共和国憲法」『大阪経大論集』Vol.6、1953 p.95
 - 20) 前掲書(5)、p.94
 - 21) 宗田によると、橋渡し法では、土地利用規定の最も厳しいAゾーン～最も緩いFゾーンにゾーン分けをした。歴史的都心部とは最も土地利用規制が厳しい『歴史的、芸術的価値のある地区』を指すという。その定義は『①1860年以前の建造物が過半数を占める街区で、必ずしも芸術的価値をもつ建造物がない場合を含む、②街を囲む城壁内側で、全体的にあるいは部分的に保存状態がよいもの、また、城壁外でも①の条件を満たす街区、③1860年以降に形成された街区でもその特徴が優れたもの、という3要件の内一つを満たす』としている(pp.37-39)。
 - 22) 同上、pp.59-67 & pp.105-109
 - 23) 『文化による国際貢献に関する調査研究報告書』によると、1995年度現在では、イタリアの文化財に関係する主要官庁は以下のとおりである。
 - ・文化環境省(考古学、美術館、博物館、図書館、古文書館)
 - ・公共事業省(歴史的モニュメントの修復)
 - ・内務省(文化遺産の管理、宗教建築物の維持、著作権)
 - ・文部省(教育、文化交流)
 - ・大臣会議(文化の促進、放送、出版)
 (参考資料：軍司泰則「第6章イタリアの文化行政と国立博物館・美術館に関する調査」『文化による国際貢献に関する調査報告書』(シー・ディー・アイ)1999、p.215)
 - 24) 内田俊秀「イタリアにおける文化財保護の現状」『日伊文化研究』No.31、1993、p.43
 - 25) ユネスコ傘下の世界文化遺産に関する機

II. 自由研究

- 関である ICCROM (The International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property: 国際文化財保存修復研究センター) の本部がローマに置かれ、イタリア政府と密接な協力関係にある。
- 26) 波岡冬見「イタリア」『主要先進国における国際交流機関調査報告書』国際交流基金、2004、pp.387-394&pp.422-423
- 27) 前掲書(5)、pp.35-40
- 28) 同上、p.65
- 29) 同上、p.27
- 30) 軍司泰則「第6章イタリアの文化行政と国立博物館・美術館に関する調査」『文化による国際貢献に関する調査報告書』(シー・ディー・アイ) 1999、p.216
- 31) 同上、pp.215-218
- 32) 前掲書(9)、p.14
- 33) 前掲書(30)、p.218
- 34) アンナ＝マリア・ベルトミラ編集、笹尾真由実訳『ROMA ローマの昔の姿と今の姿を徹底的に比較する!』Electa、2001
- 35) 「地球の歩き方」編集室『地球の歩き方 A10ローマ2005-2006年度版(改訂版)』ダイヤモンド・ビック社、2005
- 36) オーラツィオ・ペトロジッロ著、石鍋真澄・石鍋真理子訳『日本語版ヴァチカン市国』ミュージアム図書、1999
- 37) 1ユーロ=約140円
- 38) ヴァチカン美術館は独立国ヴァチカン市国内に設立されているため、本来ならばイタリア国内の博物館施設としてみなすべきではない。しかし、ローマ市に隣接し、歴史的に互いに大きな影響を授与していることから、ここでは便宜上、イタリア・ローマ市の中に入れて論じる。
- 39) 前掲書(5)、p.27
- 40) 佐藤康夫「売りに出された『イタリア』危機に瀕する文化財」『世界週報』2003.1.28、p.54
- 41) 宇田川妙子「広場は政治に変わるかーイタリアの戸外生活再考ー」『国立民族学博物館研究報告』Vol.28、No.3、2004、pp.329-375
- 42) 結城和香子 2005 「勝者にも穴はある」讀賣新聞 夕刊 第4版 2005年12月1日
- 43) 前掲書(13)、pp.237-240
- 44) 前掲書(38)、pp.52-53
- 45) 前掲書(5)、pp.89-90
- 46) 同上、p.57